

国民健康保険被保険者証などをお持ちの方へ

申請・問合せ 国民健康保険課(〒061-3292 市役所1階10・11番窓口)①☎72・3123 ②☎72・3633

現在お持ちの国民健康保険(以下、国保)の被保険者証などの有効期限は31(木)です。

なお、従来の被保険者証はR6/12/2以降、新規発行・再発行がされなくなり、以降はマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)を基本とする仕組みに移行しています。

① 保険証に代わる被保険者情報の送付

世帯主宛てにマイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を、普通郵便で7月中旬に送付します(手続き不要)。

資格確認書

窓口に提示することで、これまでどおりご自身の自己負担割合で保険診療を受けられます。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証に登録されている健康保険の資格情報を確認するものです。資格情報のお知らせのみで医療機関を受診できませんので、マイナ保険証を利用してください。

●遠隔地用の資格確認書などの申請

施設入所のため市外に住居登録のある方は、資格確認書などに同封の申請書に記入し、国民健康保険課に提出してください。

●特別療養費支給用の資格確認書などの交付

国保税の滞納があると、特別療養費支給用の資格確認書などを交付します(医療機関の受診時に窓口で全額負担となります)。

●加入・脱退の手続き

14日以内に届け出が必要です。遅れると保険が使えない場合があります。国保税は他の健康保険を喪失した日までさかのぼって納めていただきます。

② 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

入院などで医療費の負担が高額になる時に使用します。マイナ保険証を持っている方は、患者本人が高額療養費限度額の情報提供に同意すると、認定証の申請・提示が不要です。

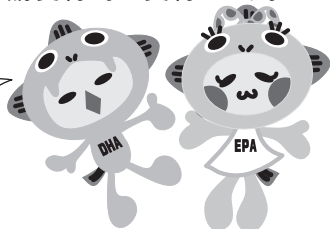
マイナ保険証を持っていない方は?

交付を希望する場合は、国民健康保険課または厚田・浜益支所の市民福祉課で国保の資格確認書などを提示し、申請書(市HPからも入手可)を提出してください(郵送可)。22(火)までに申請された方には7月下旬に世帯主宛てに新しい認定証を送付します。23(水)以降は申請受付時に交付します。

◆留意事項◆

- ・マイナ保険証への移行に伴い、令和7年度から認定証の更新にかかる個別案内は行いません。
- ・認定証が必要な方は随時手続きをお願いします。
- ・住民税非課税世帯で、過去1年間に90日以上入院がある方は、申請書が未提出の場合「長期入院該当」(入院時食事代をさらに減額)の対象になりませんので、必ず手続きしてください。その際は入院費の領収書(写し可)など、入院日数(90日以上)が分かるものを添付してください。
- ・過去1年間に90日以上入院がなければ、領収証などの添付は必要ありません。
- ・所得の申告が遅れたり修正申告をした場合など、マイナンバーカードへの情報反映に時間がかかるときは、従来どおり認定証で確認します。

必要な方は
手続き
するギョ



後期高齢者医療制度のお知らせ

申請・問合せ 国民健康保険課(市役所1階9番窓口) ☎72-3125

保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計です。保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

均 等 割 【1人当たりの額】 52,953円	+	所 得 割 【本人の所得に応じた額】 賦課のもととなる所得金額 (令和6年中の所得—最大43万円) ×11.79%	=	1年間の保険料 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します

※所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます

●保険料の納め方

「年金からのお支払い」と「口座振替」(金融機関などで手続きが必要)から選べます。

●減免について

災害や失業などによる所得の大幅な減少や特別な事情で支払いが困難な方は、減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

資格確認書の送付

8/1(金)以降は新しい資格確認書またはマイナ保険証を使用してください

現在お持ちの「被保険者証」(水色)、「限度額適用・標準負担額減額認定証」(オレンジ色)、「限度額適用認定証」(オレンジ色)、「資格確認書」(黄緑色)の有効期限は31(木)です。

●対象者には7月末までに「資格確認書」(黄緑色、有効期間R7/8/1～R8/7/31)を送付します。

・「資格確認書」は医療機関などを受診する際に提示し、これまでの「被保険者証」と同様に使えます。

・「被保険者証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」はR6/12/2以降発行されなくなりました。

●過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていた方は、「資格確認書」の限度区分欄に適用区分を併記しています(併記を希望しない場合は要申請)。

●資格確認書に新たに、①限度区分 ②長期入院該当日※1 ③特定疾病区分※2 の欄を併記したい場合は申請してください。

※1 住民税非課税世帯で、過去1年間に90日以上入院がある方。詳細は要問合せ

※2 特定疾病療養受療証をお持ちの方

◆留意事項◆

R6/12/2以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、R8/7月まではマイナ保険証の保有状況にかかわらず、暫定的な運用として全被保険者に「資格確認書」を交付します。暫定運用終了後は、マイナ保険証がある方には原則交付できません。

ただし、要配慮者※であり、マイナ保険証を利用できないことを理由とした交付申請をすれば、その後は毎年資格確認書を交付します。

※介助者などの第三者が、本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者など